

文書館だより

ふみくら

文庫

第 27 号

2013年6月28日発行

藤沢市文書館

〒251-0054 藤沢市朝日町12-6
TEL 0466-24-0171 FAX 0466-24-0172

藤沢市文書館

検索

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

クリック!



人力車と藤沢の町並み(平野家文書)

上の写真は、現在の「蔵まえギャラリー」付近を関東大震災前に撮影したものと思われ、左手には人力車が写っています。人力車は明治3(1870)年3月に製造と営業の願出が東京府に出されたのが記録に残る最初ですが、その数年の間に全国に普及し、明治30年前後に黄金時代を迎えるました。しかし交通機関、特に自転車とタクシーの発達により徐々に衰退し、昭和初期にはほとんど姿を消してしまいました。(中村)

参考：齊藤俊彦『人力車』(株式会社産業技術センター、1979年)

もくじ

人力車と藤沢の町並み	1
古記録を読む 第4回	2

紹介・文書館の刊行物	3
古文書の読み方 第26回	4

古記録を読む 第4回

源頼朝の死をめぐって（下）

★『吾妻鏡』の記述の諸相

鎌倉幕府の公式記録である『吾妻鏡』には建久10年（1199）1月の記述が欠落しています。その理由については、昔からさまざまな説がありますが、どれも有力な証拠がありません。安田元久著『鎌倉幕府と源頼朝』（教育社歴史新書、1979年）では、「おそらくは故意にこの偉大な武家政治の創始者の死を記録しなかったのであろう」と記されています。

「吾妻鏡」では頼朝の死についてまったくあつかっていないかというと、そうではありません。頼朝の死後13年経った建暦2年（1212）2月28日の記述で

去る建久9年、稻毛重成がこの橋を新造して落成供養が行われた折、故將軍家（頼朝）も出席されたが、その帰路に落馬され、それからしばらくして死去された。

とあり、この記述が今日通説となっている頼朝「落馬」説の証拠となっています。しかしこの記述からでは、橋供養からの帰り道としか述べておらず、どこで落馬したのか特定の地名は記されていませんし、落馬の原因は何かとか、落馬から死去まで日数がかかりすぎているのではないか。さらに武士の総大将である頼朝が、落馬すること自体、不思議な話ではないでしょうか。そこで多くの疑問が生じてしまいます。

★怨霊原因説の周辺

頼朝の死因についてもうひとつ有力なものに「怨霊」説があります。そこには、市内の地名も出てきます。では、次に「怨霊」説の根拠となる「保暦間記（ほうりやくかんき）」（『群書類従』第26輯所収）から頼朝の死について考察したいと思います。

この史料は、14世紀の中頃に成立されたとされており、筆者は北朝方の武士ではなかったかと推測されています。内容は、保元の乱（1156）から暦応3年（1338）の後醍醐天皇の死去に至る約200年間の政権をめぐる争いを物語り風に描いたものですが、

「吾妻鏡」の記載が終了する文永3年（1266）以降の鎌倉時代に起こった事件を研究するうえで貴重な史料です。

頼朝が相模川の橋供養から戻った時、八的ヶ原というところで、源義広・義経・行家などの人々が現れて頼朝を睨んでいた。さらに進んで稻村ヶ崎に着いたところ、海上に十歳ぐらいの子供が現れて、西海に沈んだ安徳天皇であると言つて消えた。その後、鎌倉に帰つて病床につき、次の年の正月13日になくなつた。

とあります。「保暦間記」には怨霊に関する記述が多く含まれているのが特徴です。

さて、この史料の中に「八的ヶ原」という地名がでています。これは現在の辻堂あたりとされていますが、茅ヶ崎付近まで含まれるという人たちもいます。その上「保暦間記」では八的ヶ原で義経たちの怨霊に出会いますが、鎌倉に戻つて頼朝が亡くなつたことになっています。ちなみに、渡辺保著『北条政子』（吉川弘文館、1961年）では、この資料が引用された後、「靈というのは当人しか見られないはずだから、これは実説というよりやはりこの書の著者が武士の殺生をいましめるための教訓にしたと考えるべきで」と記されています。

江戸時代に書かれたと思われる「盛長私記」（早稲田大学図書館所蔵）のなかには、

橋供養の最中、亡靈が多く出現し、驚いた馬から落馬した

といった折衷説もでています。

頼朝が思いがけず亡くなり、幕府の公式な記録である『吾妻鏡』の記述もあいまいなところが多いのに加え、当時の公家の日記でさえ、伝聞にすぎないもののため、当時の一級史料を調べれば調べるほど、憶測が憶測を呼んでしまいます。

その上、幕府を開いた英雄の死という恰好のテーマに多くの脚色が加えられ、多くの人のイメージに事実とは違ったものが与えられます。、

さらには、事実と事実の間に伝説や伝承といったものが入り込んでしまったため、頼朝の死因の真相については、よけいに不可解なものとなっていくのです……。（伊井）

紹介：文書館の刊行物

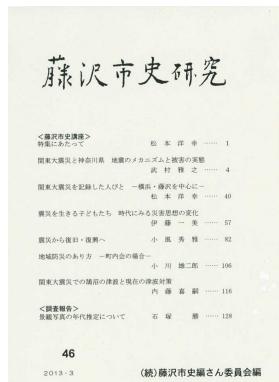
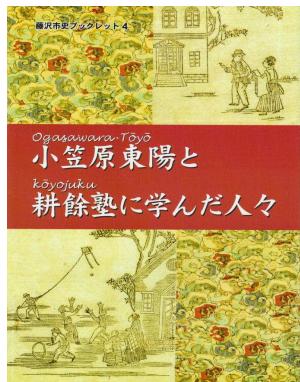
文書館では、地域での調査や研究の成果を刊行物にまとめています。今回は、2012年度に刊行されたものを紹介します。

1.『藤沢市史ブックレット4 小笠原東陽と耕餘塾に学んだ人々』(800円)

現在の羽鳥地区に開かれた学校「耕餘塾」とその創始者であった小笠原東陽について、残された資料をもとに高野修氏(元文書館長)が紹介しています。この学校の卒業生の中には、吉田茂(元首相)などの多くの有名な人物が含まれています。

2.『藤沢市史研究 第46号』(900円)

一昨年度に開催された藤沢市史講座「関東大震災と藤沢」および関連シンポジウムでの講師6名による講演が収録されています。また調査報告「景観写真の年代推定について」では、さまざまな方法で写真の撮影年代推定に取り組んだ成果と、藤沢駅およびその周辺の変遷図がまとめられています。



市史ブックレット4と市史研究46

3.『藤沢山日鑑 別巻 近侍者記録三』(3500円)

遊行寺の役寮で記された幕末から明治初頭にかけて記された文書です。

卷末には、「時宗本末帳所載寺院総覽」の西国編(越中・飛騨・美濃・三河以西)、同総覽の「五十音順索引」が掲載されています。なお口絵として、明治天皇の行幸の際に用いられたとする御膳水(井戸)の絵葉書写真などが掲載されています。

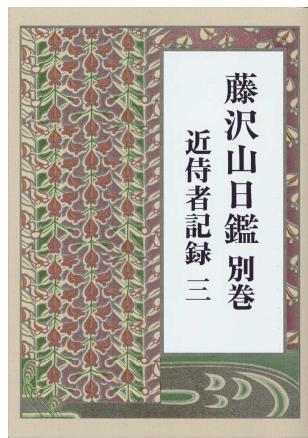
なお、文書館では遊行寺の日誌『藤沢山日鑑』

を昭和57(1982)年度から28冊刊行し、その別巻として平成22年度から『近侍者記録』を刊行してきましたが、この別巻三で完結となりました。

4.『藤沢市史料集37 関東大震災と藤沢(下)』

(600円)

①藤沢駅前にあった「神田写真館」が撮影した震災前・震災直後・震災1年後の写真62枚について、撮影場所および撮影方向、建物や人物について現時点での可能な範囲で説明を加え、地図に表記しました。
②大震災直後の大正12年9月4日から、大正14年3月27日までの藤沢町議会の議事録を掲載しました。
③村岡地区の農家に所蔵されていた日記の中から、大震災発生の日からその年の大晦日にいたる記録を取り上げました。



藤沢山日鑑別巻3と史料集37

購入方法

ここで紹介した刊行物については、文書館1階の「市民資料室」、市役所の「市政情報コーナー」(食堂のある建物の3階)で販売しています。なお、ブックレットは「藤沢市書店共同組合」加盟店9店でも販売しています。

市民センターや公民館では取次販売を行っています。各センターなどに備え付けの「有償刊行物取次注文書」にご記入の上、お申し込み下さい。

郵送をご希望の方は、代金と郵送料(切手)を、現金書留か定額小為替(事故の際の補償なし)で文書館までお送り下さい。

(アヘン取扱禁止令読み下し文、原文は前号をご参照ください)

- ① 此の度 「沙汰の趣外務省よりお触れ達しの次第、せんだつて
- ② 各港府県においてその港在留清國民共ヘアヘン烟持ち因い申す
- ③ まじき旨、布告いたしこれあり候みぎり、アヘン煙を賣い取り候我が國民ならび
- ④ 売り渡し候清國民共、その罪犯に依り、それぞれご処置相成り居り
- ⑤ 候ところ、右アヘン烟の儀、その昔清國に入りしより流毒害民今日
- ⑥ の甚だしきに至る事、そのまま捨て置き難き儀に付、なお此の度政府に
- ⑦ おいて新たに防害の律例立ち定められ、諸開港場へ」布令あい
- ⑧ 成り、在港清國商民へ触れ達せられ候上は、已後いささかたりとも禁令
- ⑨ を犯し候者はきつと「法をただし、その毒源を絶ち申すべく候。
- ⑩ 就いて清國人民のうち、もとよりアヘンをたしなみ、片時も止めがた
- ⑪ き烟癖ある者はもちろん、たとい少しばかりの服量にていたずら
- ⑫ にも用い候様の者に至るまで、嚴禁たるべくの条、右等の者は
- ⑬ 決して来航渡世いたすまじく候。もっとも此の節在来のうち右等の
- ⑭ 者せいぜい穿鑿(せんさく)吟味を遂げ断然嗜癖を絶ち、嚴禁を
- ⑮ 守り候者は格別、その儀あたわざる者は速やかに立ち去り帰国いたすべく
- ⑯ 候。右 「沙汰の趣、触れ達し候後、なお潜伏罷りあり、大禁を犯
- ⑰ し候者これあり、露見に及び候はば、旧住新渡の差別なく、その時々掲の
- ⑱ 通り罪科に処せらるべき者なり。

明治三年庚午月

明治政府は、アヘン戦争(1840~42年)の教訓から、国内で流通するアヘンを統制下に置きました。明治3(1870)年8月の太政官布告による取締と同時に、政府は医薬用アヘンの取締規則を定め、すべての薬店で所持しているアヘンの品位・量目の報告と、医師に売り渡した際には、薬店と医師双方に品位と量目を届け出るよう命じました。なお、外務省は同月に「俗文漢文ヲ以テ摺モノ等イタシ各港府ヨリ在留ノ支那人へ掲示」(外務省より太政官の庶務中枢機関である「弁官」への上申の一部、『法令全書』(明治3年)所収(国立国会図書館HPの「近代デジタルライブラリー」で閲覧可能)、下線部は引用者が付ける)させました。前回写真で掲載したものはそれら「摺モノ」の1枚で、それが今まで残ったものと思われます。なおこの法令は、『法令全書』に掲載されていますが、資料の②行目から③行目にかけて傍線部の記述が追加されています。

その後、明治11年8月9日に「薬用阿片売買並製造規則」(太政官布告第21号)が出され、国内通用のアヘンを内務省が統括するなど、規制が大幅に強化されることになりました。(中村)

参考:三重県環境生活部生活振興課県史編さん班のHP「歴史の情報蔵」より「発見!三重の歴史」の中の「近代のアヘン統制克明に一薬用阿片卸売特許薬舗の資料」(2005年12月7日)

編集後記

最初の頁では、現在「蔵まえギャラリー」となっている建物とその周辺を写した写真を取り上げまし

た。明治期から今に残る建物と、現在では浅草など一部の観光地でしか見られない人力車の取り合せが、非常に興味深く思われます。(中村)